

警察犬取扱要領の全部改正について

平成2年12月11日

佐警本例規（鑑）第17号

◎ 概要

本県における警察犬の運用については、これまで警察犬取扱要領の制定について（昭和39年佐警本例規（鑑）第48号）に基づき行ってきたところであるが、一部実情にそぐわない面も見られることから、この度、取扱要領を別添のとおり全部改正し平成3年1月1日から施行することとした。